

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（18万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から同年10月1日まで
A社に正社員として入社し、B及びCとして勤務していた。ところが勤務していた期間のうち、平成5年4月から同年9月までの期間の標準報酬月額が実際にもらっていた給与より大幅に引き下げられている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する18万円と記録されていたところ、平成5年10月12日付けで、同年4月1日に遡って月額変更の処理が行われて8万6,000円に引き下げられていることが確認できる上、事業主及び大半の従業員についても同日付けで月額変更の処理が行われ、標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様に、月額変更により標準報酬月額が遡って引き下げられている従業員の一人が所持する平成5年4月から同年7月までの期間に係る給与明細書により、当該同僚は、同年4月の月額変更前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、A社は、申立期間当時に厚生年金保険料を滞納していたことが滞納処分票から確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年10月12日付けで行われた月額変更の処理は、事実即したものと考えるべく、申立人について同年4月1日に遡って標準報酬月額の減額処理が行われる合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間における標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円に訂正することが必要と認められる。

滋賀厚生年金 事案 987

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月25日から同年7月1日まで

A社から同社B工場に転勤になった時も継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間に空白期間がある。調査をして、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、「申立期間当時の人事異動日に関する記録を保管していない。」と回答しているところ、申立人及び同僚の証言から、同社から同社B工場への人事異動日は昭和47年7月1日であると認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年5月の社会保険事務所（当時）の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管する「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、申立人の資格喪失日がオンライン記録と同じ昭和47年6月25日と記載されており、事業主は誤って届け出たことを認めていることから、事業主がオンライン記録どおり

の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月
免除申請した記憶が無く、続けて国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が納付済みとされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が口座振替をしていたとする申立人名義の預金口座の出金記録を見ると、平成13年4月から14年3月までの12か月間に、申立人の国民年金保険料が11か月分振替されているが、申立期間の保険料については振替されていないことが確認できる。

また、A町の申立人に係る国民年金保険料の納付記録を確認しても、申立期間は未納とされている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から平成元年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から平成元年9月まで

会社を退職した際に、国民年金の加入をA町から勧められ、国民年金に加入し、同町からの指示に従って保険料を納付したと思う。申立期間が、未加入期間とされているが、私の所持する年金手帳には国民年金の記号番号や被保険者となった日等が記載されており、保険料を支払っていたと思うので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号(*)が記載され、国民年金の「初めて被保険者となった日」欄及び国民年金の記録の「被保険者となった日」欄には、いずれも昭和59年10月4日と記載されており、A町の住民基本台帳を確認しても、申立人の主張のとおり、退職に伴い、一旦国民年金に関する手続がなされたものと推認できる。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿によると、昭和59年10月19日に別人に払い出されていることが確認でき、当該別人に係る同手帳記号番号として管理されていることが、A町の住民基本台帳からも確認でき、これはオンライン記録とも一致する上、国民年金の加入及び保険料納付の記録は、氏名、性別、生年月日、住所等で管理されていることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えるのが自然である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、複数の読み方で氏名検索を行ったものの、申立人に対して、別の国

民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 1 日から 54 年 7 月 1 日まで
申立期間当時、管理職であったにもかかわらず、標準報酬月額が非常に低く記録されている。事業主に照会等調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 47 年に A 社に入社し、個人の営業成績も急上昇していた。しかし、オンライン記録の標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与より、非常に低く記録されている。管理職に昇進し年々給与は上がっていたはずなので、もう一度調査をして記録を訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、A 社は、同社が保管する申立人に係る「(昭和 54 年度) 賃金台帳」及び「昭和 55 年分 B、C、D 等の報酬・料金に対する所得税源泉徴収簿(一人別)」並びに「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定内訳書(昭和 55 年 8 月 1 日現在)」を提出しているものの、当時のことは不明と回答している。

また、申立人に係る「(昭和 54 年度) 賃金台帳」を見ると、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 6 月までの期間及び申立期間以降の同年 9 月から同年 11 月までの期間の基本賃金額は、オンライン記録を著しく上回っているものの、各月に対応する厚生年金保険料の控除額欄は空欄となっており、実際の報酬月額に見合う保険料が控除されていたことを確認することができない上、「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定内訳書(昭和 55 年 8 月 1 日現在)」の標準報酬月額は、申立人に係る「昭和 55 年分 B、C、D 等の報酬・料金に対する所得税源泉徴収簿(一人別)」に記載された報酬額より著しく低額であるものの、オンライン記録と一致する。

さらに、複数の同僚は、「営業の役職者は、フルコミッション(完全歩合制)

が多かった。」と陳述しているところ、申立人についてA社における雇用保険の加入記録が確認できない上、申立人に係る「(昭和54年度)賃金台帳」及び「昭和55年分B、C、D等の報酬・料金に対する所得税源泉徴収簿(一人別)」の各月の所得税控除額は、基本賃金額の1割であることが確認できることから、同社は、申立人に対して、所得税法第204条の報酬・料金に該当する個人事業主として、報酬の支払をしていたことがうかがえる。

加えて、申立人と同じ営業の役職者についても、同時期に標準報酬月額が減額していることが確認できるものの、申立人と同様に、遡及して訂正された形跡は無く、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年頃から27年頃まで
② 昭和27年頃から28年頃まで
③ 昭和40年8月頃から41年頃まで
④ 昭和42年頃から43年頃まで
⑤ 昭和44年頃から47年9月1日まで

申立期間①については、A事業所とB事業所に、申立期間②については、C事業所に、申立期間③については、D事業所に、申立期間④については、E事業所に、申立期間⑤については、F事業所にそれぞれ勤務していた。全ての期間について、フルタイムで働いていたので、厚生年金保険に加入していたと思うが、年金事務所の調査では、「分からない。」という回答のみで納得できない。また、F事業所での同僚は、勤務していた期間の老齢厚生年金をもらっていると聞いたことがあるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、A事業所の元事業主の親族は、「元事業主は既に他界しており、詳細は不明なものの、当時から個人経営の小さな事業所であったことから、厚生年金保険の適用事業所ではなかったと記憶している。」と回答している。

さらに、申立人は、A事業所での勤務の後にB事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、オンライン記録によると、B事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

加えて、申立人は当時の同僚の名前を記憶しておらず、記憶している当時の事業主名及び所在地を基に調査したものの、事業所を特定できる情報を得ることができなかった。

申立期間②について、オンライン記録によると、C事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、C事業所の現在の事業主は、「元事業主は既に他界しており、詳細は不明なものの、当時から個人経営の小さな事業所であったことから、現在に至るまで当事業所が厚生年金保険の適用事業所になったことはない。」と回答している。

申立期間③、④及び⑤について、申立人は、それぞれ、D事業所、E事業所及びF事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てしているところ、当該各社の親会社であるG社の元経理担当者及び従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社の下請業者であったD事業所、E事業所及びF事業所の従業員として、G社構内において、勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間③の申立事業所であるD事業所及び申立期間④の申立事業所であるE事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、前述の証言を行ったG社の元経理担当者は、「D事業所は要員の供給が不安定な個人事業所で、当社の事業運営に度々支障を生じさせるため、契約を打ち切った。そして、F事業所を当社の支援により立ち上げたが、その移行過程において、D事業所の元従業員らを当社が一時的に預かっていたと記憶しており、その時の当社の総務課長が『E』氏であったことから、申立人は担当者名を会社名として記憶していた可能性がある。」と供述しているものの、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料の控除の有無については供述を得ることができない上、D事業所の事業主の所在は確認できず、前述のE氏は既に死亡しており、これらの者からも申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無について聴取することができない。

さらに、申立期間⑤の申立事業所であるF事業所については、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であることは確認できるものの、事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は廃棄している上、当時の状況を知る者も、既に他界していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険への加入及び保険料の控除の有無については分からない。」と回答している。

加えて、F事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和42年2月10日から、申立人が申立期間⑤直後にH社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した47年9月1日までの期間について、F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、健康保険の整理番号に欠番等も無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、公共職業安定所に照会したところ、昭和40年3月以前の被保険者記録は保存されておらず、雇用保険の加入の状況は不明であるが、同年4月以降となる申立期間③、④及び⑤については、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、ほかに、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社B支店において、昭和 42 年 2 月から 43 年 12 月までの期間について Cとして勤務した。オンライン記録では、同社への転職前の標準報酬月額は 4 万 2,000 円、また、同社における 42 年 10 月からの標準報酬月額は 5 万 2,000 円であるにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額は 1 万円と記録されており、前後の期間と比較して著しく低い標準報酬月額となっている。申立期間当時の給与収入は 5 万円前後であったことから、申立期間の標準報酬月額は紙台帳からコンピューターに入力する際の誤入力と思われるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額が申立期間前後の記録より著しく低いのは、社会保険庁（当時）が、オンライン記録への切替時において、紙台帳の記録を、コンピューター入力する際に誤入力したことによるものと考えられるので、記録を訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録が訂正された形跡は見当たらず、同名簿に記載された標準報酬月額はオンライン記録とも一致している。

また、A社B支店における標準報酬月額は、オンライン記録によると、昭和 42 年 2 月 1 日の厚生年金保険被保険者資格の取得時は 1 万円、同年 10 月 1 日の定時決定時からは 5 万 2,000 円と記録されているところ、同社は、「当時、Cの場合、営業成績に比例して支払われる給与の割合が高かったため、厚生年金保険被保険者資格の取得時の標準報酬月額は全社一律で 1 万円とし、同資格の取得後の給与変動はその年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（定

時決定)に反映していた。」と回答している。

さらに、A社は、「当社B支店に係る社会保険事務所(当時)からの通知書は保存していないため提出できない。」と回答しているものの、同社が保存している同時期に採用したD支店、E支店及びF支店のC(19人)に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を提出している。その通知書を見ると、当該C19人の厚生年金保険被保険者資格の取得時の標準報酬月額は全て1万円であり、オンライン記録とも一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 991

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 20 日から 38 年 10 月 1 日まで
A社B工場に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が直前の標準報酬月額と比べて著しく下がっているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の直前の標準報酬月額が2万8,000円であるのに、B工場に異動になった直後の標準報酬月額が1万8,000円に下がっている。同工場への異動は新工場建設によるものであり、左遷ではない。高度経済成長期に給与が下がることは考えられない。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないため、詳細は分からない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける関連資料及び具体的な回答を得ることはできなかった。

また、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない上、申立人が異動前に所属していた同社C工場Dの複数の同僚の記録も、昭和36年10月から37年9月までの標準報酬月額に比べて同年10月から38年9月までの標準報酬月額の方が低額になっていることから、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。